○新見市消防体制基本構想検討委員会設置要綱

令和２年７月９日

消防告示第４号

（目的及び設置）

第１条　新見市における消防体制の推進に当たり、消防施設及び人員配置に関する消防基本構想（以下「基本構想」という。）の検討を行うため、新見市消防体制基本構想検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条　委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

（１）　基本構想検討に関する事項の審議、助言

（２）　その他基本構想検討に必要な事項

（組織）

第３条　委員会は、委員１６名以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

（１）　消防業務に関する識見を有する者

（２）　消防業務に類する活動を行う関係団体の役職員

（３）　地域住民の代表

（４）　前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者

２　委員の任期は、２年とする。

３　補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（役員）

第４条　委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

２　委員長は、会務を総理し、委員会の会議（以下「会議」という。）の議長となる。

３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第５条　会議は、必要に応じて委員長が招集する。

２　会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

３　会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

４　委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

（事務局）

第６条　委員会の庶務を行うため、消防本部総務課に事務局を置く。

（その他）

第７条　この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、消防長が別に定める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。